

第十五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」を削る。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

里親制度における養育里親への休暇制度等を拡大するに当たり、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する必要があるので、本案を提出いたします。